【文例】５

退職強要の中止を求める通知書

ポイント
・どのような内容の行為が続いているのか具体的に記載すること
・繰り返してなされる執拗かつ半強制的な退職勧奨は違法。止まない場合には、退職強要禁止の仮処分を裁判所に求める方法がある。

	愛	媛	県	□	□	市	□	□	町										
		株	式	会	社	△	△												
			代	表	取	締	役		△	△	△	△		様					
												令	和	○	年	○	月	○	日
							愛	媛	県	松	山	市	□	□	町	□	□	番	地
									通	知	人		愛	媛		花	子	㊞	
						通			知			書							
	令	和	○	○	年	○	○	月	○	○	日	、	通	知	人	は	、	通	知
人	が	勤	務	す	る	貴	社	の	×	×	課	長	か	ら	、	会	社	が	人
員	整	理	を	行	っ	て	い	る	の	で	自	主	退	職	す	る	よ	う	退
職	勧	奨	を	受	け	ま	し	た	。										
	し	か	し	、	通	知	人	が	、	通	知	人	の	家	庭	の	事	情	か
ら	承	諾	せ	ず	断	っ	た	と	こ	ろ	、	翌	日	か	ら	何	度	と	な
く	呼	び	出	さ	れ	て	は	退	職	を	迫	ら	れ	、	さ	ら	に	は	、
こ	れ	ま	で	担	当	で	あ	っ	た	仕	事	を	は	ず	さ	れ	、	全	く
仕	事	を	与	え	ら	れ	ま	せ	ん	で	し	た	。						
	こ	れ	は	明	ら	か	に	嫌	が	ら	せ	で	あ	り	、	強	要	行	為
で	あ	り	ま	す	の	で	直	ち	に	中	止	し	、	担	当	業	務	に	戻
し	て	い	た	だ	く	よ	う	要	求	し	ま	す	。						
	今	後	も	こ	れ	が	続	く	よ	う	で	し	た	ら	、	法	的	手	段
を	取	り	ま	す	の	で	あ	ら	か	じ	め	ご	了	知	願	い	ま	す	。